

# 一般社団法人 岩手県損害保険代理業協会

## (入会金および会費規程)

**第1条** (目的) 一般社団法人岩手県損害保険代理業協会(以下「本会」という)は、定款第45条の規定に基づき、同第11条に定める本会の入会金および会費につき定款に定めるほか、本規則を定める。

**第2条** (入会金) 入会金は正会員に限り一律3,000円とし、入会時に納入する。入会金はこれを返還しない。

**第3条** (会費) 会員は、会員の種類により次の会費を納入する。

正会員	募集人が3名以下は年額	35,000円
	募集人が4名の場合年額	45,000円
	募集人が5名以上の場合年額	55,000円
一般会員	年額	10,000円
賛助会員	1口あたり法人年額 10,000円、個人年額 5,000円とし、整数口とする。	

**第4条** (会費の納入方法) 会費は原則口座振替とし、口座振替ができないときは会員が本会指定口座へ振り込むこととする。その場合の振込み手数料は会員の負担とする。

**第5条** (会費の滞納) 会員は再三の督促にもかかわらず2年にわたり会費滞納となった場合は定款第13条(三)に該当するものとして、退会するものとする。

2、前項で定款第13条(三)に該当することの認定は、理事会で行う。

3、退会者は滞納会費を完納しなければならない。

**第6条** (正会員の会費内訳) 第3条の金額は日本損害保険代理業協会の会費を含むものとする。

**第7条** (会費対象年度) 本年4月1日～翌年3月31日迄の1年間とする。

但し、途中加入の場合は月割りとする。

**第8条** (変更) 本規則の改廃は、定款第45条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

2、第2条ないし第3条に定める入会金・会費の額と納入方法を改廃するときは、総会の決議を経なければならない。

2011年3月18日 第4回理事会決定

2020年5月20日 第12回通常総会にて一部改定